

奈良県行政文書の県指定文化財

大宮 守友
奈良県立図書館情報館

1. はじめに

奈良県立図書館情報館は、平成17年11月に図書館機能と公文書館機能と情報創造・発信という新しい機能をあわせもつ図書館として開館した。

このうち、公文書を取扱う図書館はあまり例がなく、全国的にも数少ない公文書館機能をもつ図書館として活動している。現在、他府県の公文書館等の事例に学びながら機能の充実を図っているところである。そのような中で、平成21年3月に明治・大正期の奈良県行政文書が奈良県指定文化財に指定されたことは、地域の歴史史料である行政文書の価値を広く知ってもらいきっかけとなった。

ここでは、今回奈良県指定文化財に指定された行政文書の概要や経緯、利用などについて簡単に紹介したい。

2. 県指定文化財指定への経緯

平成19年2月、奈良県立図書館情報館では、公文書の歴史的な価値を県民に認知してもらうことが必要であると考え、その準備に入った。文化財に指定されて、現在行っている閲覧方法に若干の変更を加える必要があっても、利用者に文化財としての認識をもってもらうためには是非必要であるとの認識で、奈良県の文化財保存課に打診した。

その後、文化庁から平成20年7月8日に奈良県行政文書の状況視察があった。そこでの話では、京都府や山口県の行政文書が重要文化財の指定を

大宮守友（おおみや もりと）：図書・公文書グループ、公文書・地域研究チーム。奈良県立高校教諭を経て平成17年より現職。

受けていることから、将来のことを考えれば県指定文化財に指定するのが妥当ではないかという助言であった。これを受けて奈良県立図書館では、奈良県指定文化財への指定に向けて県の文化財保存課に働きかけた。文化財保存課では、県指定文化財に向けて同年11月の県の文化財審議委員会で、明治・大正期の奈良県行政文書を対象に話し合われた。そして、平成21年1月27日には、現地視察があり、3月30日に奈良県指定文化財に指定されることになった。

3. 県指定文化財について

明治期の奈良県域の行政の変遷は、新政府が明治元年（1868）に奈良に大和鎮台を設けたのに始まる。間もなくこれを廃し、旧藩領および十津川郷を除く地域を管轄する最初の奈良県を置いた。その後改称して一時、奈良府となり、明治3年の五條県の設置、翌年の廃藩置県などを経て、同年に大和全域を所管する奈良県が成立する。しかし明治9年、奈良県は堺県に合併され、同14年には堺県が大阪府に編入されることになり、奈良県が分離独立し再発足するのは明治20年からであった。奈良県行政文書はこのような行政機構の変遷をはじめとする奈良県の近代化の歩みを伝える基本資料である。

奈良県行政文書の受け入れは図書館情報館の前身である奈良県立奈良図書館にさかのぼる。奈良図書館には、県庁文書学事課（永年倉庫）が保管していた明治以来の郡役所文書を含む県庁文書の一部が移管されていた（図表1参照）。

もともと昭和38年の県庁舎建て替え時に廃棄処分となったものが、奈良図書館と天理大学附属天

図表 1 奈良県行政文書移管一覧

年 号	内 容
昭和38年	県庁舎建て替えのさいに廃棄処分となつたうちの一部分が移管
昭和46年	県文書学事課から2,000簿冊余（主として社寺・国宝修理・産業組合関係など）が移管
平成 1年	県文書学事課から地方課所管の市町村議会関係13簿冊が移管
平成 5年 3月	歴史的な文書保存利用研究会での調査結果にもとづき、県文書学事課から明治元年～16年の55簿冊が移管
平成 5年 11月	古書店から「明治15年 耕宅地売買綴入」など5冊購入
平成 5年 12月	県文書学事課から明治16～20年の30簿冊が移管。
平成 7年 5月	県文書学事課から明治21年～26年分、知事部局保存文書65簿冊（官報を除く）と公文録8簿冊が移管
平成 9年 3月	古書店から「団体規程等級（南葛城郡教育会）」など2冊購入
平成 9年 9月	県文書学事課から明治25年～39年の137簿冊が移管
平成10年 7月	県文書学事課から明治40年～45年の65簿冊が移管
平成11年 7月	県総務課から大正元年～5年の80簿冊が移管
平成12年 6月	県総務課から大正6年～14年の79簿冊が移管
平成13年 1月	県総務課から大正15年の15簿冊が移管
平成13年 11月	県教育委員会総務課から明治7年～44年の777簿冊が移管
平成15年 2月	県教育委員会総務課から明治30年～大正14年の415簿冊が移管
平成15年 3月	県教育委員会総務課から大正3年～大正15年の299簿冊が移管

理図書館等で保管することになった。奈良図書館に移管された簿冊のほとんどは、県庁起案文書である。時期的には奈良県再置以後の明治20年代から大正期までのものが多い。

今回、県指定文化財に指定されたのは、明治・大正期の県庁起案文書4,321点と県内10箇所に置かれた郡役所（明治13年から29年までは15郡。大正15年に廃止）の文書2,374点からなり、昭和38年の県庁舎建て替え時に廃棄処分となつた一部分が

その主体となっている。昭和46年には県文書学事課から移管された2,000余簿冊が加えられ、これらは奈良県立奈良図書館郷土資料室の管理のもと閲覧に供されてきた。

平成2年、県は文書学事課や各課で保管する行政文書の散逸を防ぐべく、歴史的な文書調査研究会を設置し、明治・大正期の永年保存扱いの文書の調査に着手する。以降、選別された文書の郷土資料室への移管が順次進められ、新たに約2,000点を追加して平成15年に奈良県行政文書目録が整備された。これらは平成17年に開館した公文書館の機能を併せ持つ奈良県立図書情報館へと引き継がれた。

内容は政治・経済・社会・文化の各方面にわたり、令達類・往復文書はじめ、旧幕、郡・町村制、農会、同業組合、銀行、鉄道などの関係ほか、社寺明細帳、国宝修理、御陵調査等の文化財関係のものが比較的まとまって伝存する。また、全国的にも残存例が少ない郡役所文書が2,000点以上伝わることも本県の特徴として注目される。

行政文書は京都府と山口県のもの重要文化財の指定を受けているが、本県の文書も質量ともにこれらに比肩するものであり、奈良県の形成過程や基本政策を知る上で不可欠な資料群である。

4. 県指定文化財の分類と利用

行政文書の分類にあたっては、県庁起案文書および郡役所文書に分け、編年ごとの通し番号としている。資料群の区別もこれでおこなっており、奈良県庁文書は「1」、郡役所文書「2」、その他は「3」となっている。ただし、郡役所は、各郡別にするため“2・1”「添上郡役所」などとしている。分類の詳細は、(図表2)のようになっている。また編年の表示は元号の頭文字をアルファベットに置き換えているが、刊行年不詳のものは“99”と表記している。

例： M 明治
T 大正
99 刊行不詳

図表2 公文書の請求記号について

〈旧県庁起案文書〉

〈ラベル表記〉

〈データベースの所蔵表記〉

奈良県庁文書	→	1	奈良県庁文書
M 1	→	M 1	明治1年
1	→	1	通し番号

〈旧郡役所文書〉

〈ラベル表記〉

〈データベースの所蔵表記〉

2・1	→	2・1	添上郡
M 1	→	M 1	明治1年
1	→	1	通し番号

* 郡役所の分類について

- ・明治30年8月より施行の郡制を参考に、大正15年の地方官官制まで10郡で行われた。
- ・通称「連合郡役所」(明治13年から29年まで)に関しては、15郡を各管轄ごとに分け、郡役所の設置されていた所在地を代表して例えば「添上外四郡役所」などと称していたが、明治30年の郡制の郡役所名にあわせる。

2・1 → 添上	2・6 → 高市
2・2 → 山辺	2・7 → 磯城
2・3 → 生駒	2・8 → 宇陀
2・4 → 北葛城	2・9 → 宇智
2・5 → 南葛城	2・10 → 吉野

こうした請求記号とともに、図書館情報のホームページの所蔵検索から検索できるように、一簿冊ごとに資料IDを付与している。自動書庫内では請求記号の順番に入庫されており、資料IDによって自動書庫から職員が出納することになっている。現在、詳細項目のデータ作成のため、ホームページから蔵書検索ができない行政文書もある。これを補うために、カウンターに行政文書の目録を常置している。

5. おわりに

奈良県立図書館は、図書館機能と公文書館機能をあわせもつ施設として平成17年11月に開館して3年が過ぎた。公文書担当の職員が一名増員されたが、これからは、公文書館機能をいかに軌道に乗せていくかが課題となっている。このたび、明治・大正期の奈良県行政文書が奈良県の指定文化財に指定されたことが、公文書館機能充実の契機になればと願っている。

